平成２７年（フ）第３１号
秋田県横手市平鹿町下吉田字下福田街道上124番地１
債務者　西田建設株式会社
代表者代表取締役　西田　　勉
１　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡部　　聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前11時
秋田地方裁判所横手支部
平成２７年（フ）第２１２号
埼玉県春日部市中央５丁目10番地６　ミオカステーロ春日部中央1203号
債務者　旭商運株式会社
代表者代表取締役　西元　幸子
１　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前10時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２７年（フ）第２５０１号
大阪市住之江区南港東３丁目４番４号
債務者　渡辺鉄工株式会社
代表者代表取締役　渡辺　正俊
１　決定年月日時　平成27年６月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　嶋田　修一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午後２時50分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２７年（フ）第７８４号
福岡市中央区唐人町１丁目12番20号
債務者　持山千代子
１　決定年月日時　平成27年６月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　甲木　真哉
４　破産債権の届出期間　平成27年７月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２７年（フ）第７１号
北海道登別市片倉町２丁目15番地１
債務者　浪岡　則一
１　決定年月日時　平成27年６月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　正樹
４　破産債権の届出期間　平成27年７月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２７年（フ）第２２８０号
大阪市中央区日本橋２丁目18番９号
債務者　西村　　健
１　決定年月日時　平成27年６月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山形　康郎
４　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後２時
６　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第１４８号
愛知県岡崎市筒針町字池田33番地１　第二山秀201
債務者　中村　守人
１　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米田　聖志
４　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２７年（フ）第４５１号
東京都八王子市みつい台２丁目７番16号
債務者　赤木　直美
１　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上村　　剛
４　破産債権の届出期間　平成27年７月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月26日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２７年（フ）第４７６号
東京都府中市四谷３丁目14番地の10
債務者　坂本美由希
１　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸田　智彦
４　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月２日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２７年（フ）第９６２号
神奈川県鎌倉市関谷898番地19
債務者　川原　久徳
１　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安達　由幸
４　破産債権の届出期間　平成27年７月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月３日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第２７７号
川崎市多摩区登戸1841番地
債務者　本間　顕一
１　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　　尚
４　破産債権の届出期間　平成27年７月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月８日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２７年（フ）第１７２号
相模原市中央区上溝６丁目１番２―603号
債務者　鈴木　　昭
１　決定年月日時　平成27年６月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　夏目　修司
４　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月８日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２７年（フ）第９５９号
神奈川県藤沢市大鋸１丁目８番８－１Ｂ号
債務者　猪俣　　論
１　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南竹　　要
４　破産債権の届出期間　平成27年７月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月16日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第１３７号
静岡県沼津市内浦小海56番地の２
債務者　塩谷　克夫
１　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土屋賢太郎
４　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月18日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２７年（フ）第３６号
群馬県桐生市菱町１丁目515番地の２
債務者　下山　秀夫
１　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
４　破産債権の届出期間　平成27年９月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月23日午前11時
６　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部